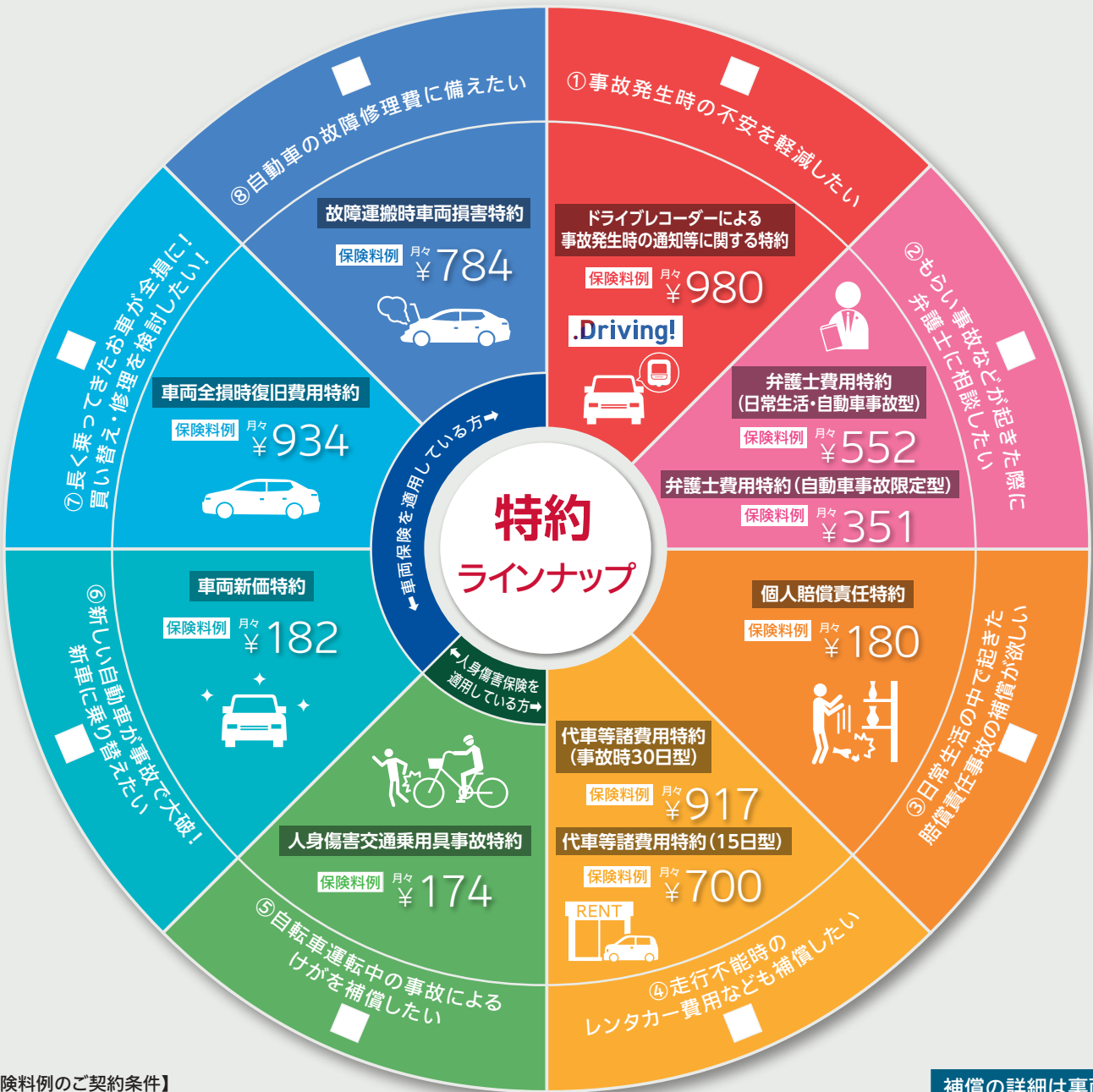


クルマのほけん THE クルマの保険 SGP

安心の特約 ラインナップ

安心を特約でプラスできます!



【上記保険料例のご契約条件】

補償の詳細は裏面へ

<基本条件>

●保険種類: THE クルマの保険 ●ご契約期間: 2025年1月10日から1年間 ●等級: 20等級 事故有係数適用期間: 0年 ●記名被保険者[※]の運転免許証の色: ブルー ●使用目的: 日常・レジャー使用 ●用途車種: 自家用普通乗用車 (料率クラス 車両: 9 対人: 7 対物: 7 傷害: 7) ●運転者年齢条件: 35歳以上補償 ●記名被保険者[※]年齢: 40歳 ●自動車の初度登録年月: 2025年1月 (車両全損時復旧費用特約または故障運搬時車両損害特約セットの場合、2020年1月) ●新車割引: あり (車両全損時復旧費用特約または故障運搬時車両損害特約セットの場合、なし) ●払込方法: 分割払 (月払) ●支払方法: 口座振替払 ●対人賠償・対物賠償: 無制限 (自己負担額なし) ●人身傷害: 無制限 (人身傷害交通乗用具事故特約セット、入院定額給付金対象外) ●車両保険: 一般条件 (自己負担額なし 車両保険金額: 200万円、車両全損時復旧費用特約または故障運搬時車両損害特約セットの場合90万円)

<特約セット時の条件>

●代車等諸費用特約 (事故時30日型) / 代車等諸費用特約 (15日型) (代車費用日額: 7,000円) ●新車価格相当額: 200万円
 ※記名被保険者とは、ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券 (または保険契約継続証) などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

【ご注意】 ご契約の保険種類・ご契約条件により実際の保険料は異なります。

特約の概要

特約	補償の概要
① ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約	ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー*が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合は、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたときみなすことなどを定める特約です。なお、この特約をセットしたご契約には、安全運転支援サービス「Driving!(ドライビング!)」が提供されます。 *損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーにかぎります。 運転特性スコアに応じて継続時の保険料が5%割引に!!
② 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。 ■被害事故弁護士費用保険金 日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合*1に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。 【保険金額】●被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 ●被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 ■刑事弁護士費用保険金 自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用*2や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。 【保険金額】●刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 ●刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 *1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。 *2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。
弁護士費用特約(自動車事故限定型)	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。
③ 個人賠償責任特約	日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など*)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。なお、損保ジャパンの同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故にかぎり示談交渉サービスが付きまます。 *自動車運転中の事故等を除きます。 【保険金額】日本国内で発生した事故:無制限 日本国外で発生した事故:1事故につき1億円
④ 代車等諸費用特約(事故時30日型)/(15日型)	ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能*1となり、レッカーけん引された場合*2に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。 【保険金額】●代車費用保険金*3 1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数*4を乗じた額を限度とします。 ●宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ●移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度*5 ●引取費用保険金*6 1事故につき15万円限度 *1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者をご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。 *2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。 *3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。 *4 代車等諸費用特約(事故時30日型)をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とし、代車等諸費用特約(15日型)をセットした場合は15日を限度とします。 *5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。 *6 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費にかぎりお支払いの対象となります。
⑤ 人身傷害交通乗用具事故特約	人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車*に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具*に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。 *記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。 (注)交通乗用具とは、自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。
⑥ 車両新価特約	ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上*となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。 また、所定の要件を満たす場合は、再取得時等諸費用保険金をお支払いします。 *内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合にかぎります。
⑦ 車両全損時復旧費用特約	ご契約の自動車が全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、復旧費用限度額*を限度にお支払いする特約です。 また、所定の要件を満たす場合は、再取得時等諸費用保険金をお支払いします。 *車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。
⑧ 故障運搬時車両損害特約	ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。 (注)ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。

ご注意 記名被保険者またはそのご家族が、複数のご契約に「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」「(自動車事故限定型)」「個人賠償責任特約」「人身傷害交通乗用具事故特約」をセットした場合は、補償に重複が生じることがあります。

★「THE クルマの保険」は「個人用自動車保険」、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。
★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

プログレス

倉敷本店：倉敷市中島2223番地4 TEL:086-460-3637

広島本店：広島市西区楠木町1丁目9-3 TEL:082-294-7121

ホームページ：<https://progress-hd.com/>